

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－④)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓				担当部局名		食料産業局(国際部) 【食料産業局食文化・市場開拓課／輸出促進課／知的財産課／食品流通課／食品製造課、国際部海外投資・協力グループ】			
政策の概要 【施策の概要】	世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。 このため、今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。 また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。				政策評価体系上の位置付け		食料の安定供給の確保			
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(3)グローバルマーケットの戦略的な開拓 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改訂) 第Ⅱ 二. テーマ4 (2) ① Ⅱ) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進				政策評価実施予定時期		平成31年8月			
施策(1)	官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位での取り組みにとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていたことから、これを解消することが重要である。 このため、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討し、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進する。 また、輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因になっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを毎年作成・公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。 更に、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機として、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が整ってきていることから、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するよう、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会などの国際イベントを積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ア 農林水産物・食品の輸出額	4,497億円	24年	1兆円	32年	-	7,000億円	-	-	-	国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定した。 目標値については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円とするとされたことから、これを設定した。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。
					7,451億円	7,502億円				

施策(2)		食品産業のグローバル展開									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		食品産業が持続的に発展していくためには、成長著しいアジアなど世界の食関連市場も取り込んでいくことにより、その事業基盤を拡大、強化していくことが重要な戦略の一つである。 このため、日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組とも連携しつつ、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		食品産業の海外展開の促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
ア	-	-	90%	各年度	-	90%	90%	90%	90%	海外展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、グローバル展開のための人材確保や海外で発生する課題への対応等への支援が重要であることから、農林水産省では、研修開催・専門家派遣・マッチング等の支援を実施しているところである。よって、適切な支援による食品産業の海外展開の進捗度・強化度を測るため、「海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされた」と評価された割合」を測定指標として選定した。 目標値については、支援を行った多くの社が「その後の企業活動に活かされた」と評価することが、適切な支援により食品産業の海外展開の推進・事業基盤強化が行われている状態であることから、各年度90%と設定した。	
イ 我が国食品産業の現地法人数	1,071法人	27年	1,320法人	32年	1,070法人	1,120法人	1,170法人	1,220法人	1,270法人	食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を測定指標として選定した。 目標値については、我が国食品産業の現地法人数の近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により平成32年の法人数を1,320法人と推計した。	
施策(3)		知的財産の戦略的な創造・活用・保護									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		6次産業化の本格的な事業展開や輸出促進、インバウンド需要の獲得に当たっては、地域におけるブランド商品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組をいっそう強化することが重要である。 このため、国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し(創造)、経済的価値につなげ(活用)、模倣品・海賊版から守る(保護)取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
ア	0都道府県	26年度	47都道府県	31年度	10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県	地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った商品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。 目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。 年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。	

イ	植物新品種の品種登録審査に係る 処理件数	1,019件	26年度	1,000件	各年度	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	国際競争力のある優良な植物新品種の開発を促進するためには、品種登録審査を着実に実施し、植物新品種の育成者権の適切な保護を図ることが重要であることから、「品種登録審査の着実な推進」を測定指標として選定した。 目標値については、品種登録審査の着実な実施を推進するため、「年間処理件数」を1,000件以上と設定した。 年度毎の目標値については、毎年度1,000件以上を達成することとして設定した。
						1,041件	919件				
ウ	植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数	4回	26年度	16回	29年度	8回	12回	16回	-	-	東アジア地域を対象に、国際基準であるUPOV条約 ^(注1) に準拠した植物品種保護制度の整備及び運営促進を図るため、「植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナーの開催回数」を測定指標として選定した。 目標値については、海外で我が国の品種が保護されるためには1) 植物品種保護制度の整備とともに2) 新品種登録のための審査技術の向上が必要となることから、この両面について着実な進捗を図るため、ASEAN10か国のうち既にUPOV91年条約に加盟しているシンガポールとベトナムを除く8か国において、1) 法整備促進のための意識啓発セミナー、2) 審査技術研修をそれぞれ着実に実施することを目標として設定した(8か国×2種類)。 年度毎の目標値については、こうした研修・セミナーには日本から講師が参加するため、経費と労力を平準化させるため、毎年4回ずつとした。
						10回	13回				
政策手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等				平成28年行政事業レビュー 事業番号
		25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]							
(1)	特定農林水産物等の名称の保護に 関する法律(地理的表示法) (平成27年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。				-
(2)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-イ	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。				-
(3)	輸出総合サポートプロジェクト事業 (平成25年度) 輸出総合サポートプロジェクト (平成28年度) (主)	1,002 (1,002)	1,192 (1,182)	1,381 (1381)	1,481 (1,409)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、JETRO等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるとともに、多くの輸出機会を創出し、川上から川下に至るまでの総合的なビジネスサポートを強化する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。				0026
(4)	輸出戦略実行事業 (平成25年度) (主)	10 (10)	152 (152)	152 (147)	152 (152)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、オールジャパンでの輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会を開催し、品目別の「輸出拡大方針」を策定、品目別輸出団体の取組の検証、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題の整理等を行う。また、輸入規制に関与する外国政府の行政官等を招へいし、日本の農林水産物・食品の安全性等に関する現地確認等を行う。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、日本の農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。				0028
(5)	食品産業グローバル展開インフラ整備事業 (平成25年度) 食品産業グローバル展開推進事業 (平成28年度) (主)	64 (58)	198 (168)	102 (91)	104 (99)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	食産業のグローバル展開に当たって障壁となる諸外国の食品の規格基準等への対応やグローバル展開のための人材確保の取組及びフードシステム全体での海外展開を支援する。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向けた、食品産業のグローバル展開の推進が図られることに寄与する。				0029

(6)	東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進事業 (平成25年度) (主)	45 (41)	32 (28)	38 (36)	36 (30)	(3)-①-イ (3)-①-ウ	東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を実施。また、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成するとともに、登録品種の植物体標本及びDNAを保存し、真正サンプルに関する情報収集を実施する。 これらの取組を実施することにより、品種登録審査の着実な実施及び海外における我が国の新品種の保護等を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0030
(7)	輸出に取り組む事業者向け対策事業 (平成25年度) (主)	-	868 (668)	1,140 (989)	842 (677)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、品目別の輸出促進の司令塔としてマーケティングや産地間連携を行う品目別輸出団体の育成や、周年供給体制の構築を図るため産地間連携や輸出環境整備を図る取組等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0032
(8)	植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業 (平成26年度) 種苗産業海外展開促進事業(平成28年度) (主)	-	18 (16)	14 (13)	30 (26)	(1)-①-ア (3)-①-イ	国内における種子検査体制の強化、DNA品種識別技術の開発による侵害対策等に向けた取組を推進する。 これらの取組を実施することにより、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けた環境整備等の推進を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与するとともに、種苗産業の海外展開及び種苗の輸出促進に寄与する。	0033
(9)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (主)	-	-	67 (53)	293 (256)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0035
(10)	国際農産物等市場構想推進事業 (平成27年度) (主)	-	-	62 (52)	200 (172)	(1)-①-ア	国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想(国際農産物等市場構想)を推進するための調査と計画策定を支援する。 また、卸売業者や仲卸業者等が輸出対応型の品質管理高度化設備を導入する取組を支援する。 これらの支援措置により、卸売市場からの輸出を促進するための環境が整備され、国産農産物等の輸出拠点として、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0036
(11)	国際農業協力等委託・補助事業 (平成25年度) (関連:28-3,5)	200 (196)	184 (183)	321 (300)	293 (290)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	食のインフラシステムの輸出を通じた我が国食品産業の海外展開の促進に向け、官民協議会を設置し、重点地域・国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援する。 これらの取組を実施することにより、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく、食のインフラシステム輸出が推進されることで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0040
(12)	食文化発信による海外需給フロンティア開拓加速化事業 (平成28年度) (主)	-	-	-	800 (767)	(1)-①-ア	海外において日本食・食文化の魅力発信の取組を実施し、日本産農林水産物・食品に対する海外レストランや一般消費者の需要開拓を推進する。 この支援措置により、海外における日本食・食文化の理解の深化を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新28-0001
(13)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	-	70 (69)	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新28-0006

	地理的表示等活用総合対策事業 (14) (平成28年度) (主)	-	-	-	174 (161)	(1)-①-ア (3)-①-ア 地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド商品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	新28-0008
	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (15) (平成28年度) (主)	-	-	-	90 (85)	(1)-①-ア 国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新28-0009
	農業ICT標準化推進事業 (16) (平成28年度) (主)	-	-	-	15 (15)	(1)-①-ア 農業生産に関連する様々な情報は、ICTを活用して多くの情報を集約することでビッグデータとなり、生産性向上や高品質化等様々な目的に利用できると期待されている。しかし、現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。そこで、農業生産現場における情報の創成・流通を促進するため、農業分野のICTの標準化推進に寄与する。	新28-0010
政策の予算額[百万円]				7,926 <0>	4,624 <0>		
政策の執行額[百万円]				7,665 <0>	4,208 <0>		

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額(確定値)により把握
			達成度合の判定方法	各年の輸出額を基本としつつ、「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえた品目別輸出団体はじめ関係者の取組状況等を総合的に分析し、判定する。
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「食品産業グローバル展開インフラ整備事業」における研修・専門家派遣・マッチング・官民合同フォーラムへの参加者へ年度末にアンケートを実施し、事業で得た知識・人脈等がその後の活動に「活かされた」と回答した割合により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:100%超、Aランク:90%以上100%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)÷(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	特定農林水産物等登録簿により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	年度内に処理済み(登録、拒絶、取下、却下)の案件数により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値(年間処理件数)÷1,000(件)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	「東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」報告書
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値(セミナー開催数)÷当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)	植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約
----	---------------------------	--